

○資材単価等について

本工事に係る工事費の積算にあたっては、「長野県建設工事等設計単価(平成28年度実施設計単価表)」や積算資料(財団法人経済調査会)及び建設物価(財団法人建設物価調査会)に設定されている単価や見積りにより予定価格を算出しています。「長野県建設工事等設計単価」は、合同庁舎行政情報コーナー(県庁行政情報センター)や県立図書館において閲覧できます。

見積り単価は以下の見積り単価一覧表のとおりです。なお、使用した単価は予定価格算出のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

見積単価一覧表

業務委託設計書に添付する特記事項

1.業務箇所

路線名	市町村名	箇所名
三才山トンネル有料道路	上田市	鹿教湯大橋上 外2

2.業務内容

	概要	適用
測量業務	L=0.180km 20m間隔	
設計業務	落石防護工	

3.業務期間

着手日から120日間とする。

4.成果品

設計業務	報告書3部(電子データー3部・紙出力3部)
測量業務	

5.業務委託を実施するにあたっての条件等

項目	作業内容
路線測量	交通量は、3千台以上/12hとしています。 単曲線換算曲線数は、8箇所/kmです。
電子納品	委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書によるものとする。
打合せ協議	業務開始時及び成果品納入時、中間打合せの3回を標準とし計上しています。 なお、新たな業務の追加がない限り、回数は、設計変更対象とはなりません。
現地調査	各試験が必要な場合は、監督員に協議すること。変更対象とする。

6.共通仕様書及び特記事項について疑義のある場合は、入札前に(あらかじめ指定された期日) までに書面での回答を求めてください。

特記仕様書

1.適用範囲

本特記仕様書は、平成28年度三才山トンネル有料道路 道路法面災対策工事に伴う測量・設計業務
上田市 鹿教湯大橋上外2に適用する。

2.業務管理

受注者は、委託契約書、設計図書、本特記仕様書、設計業務共通仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、施行しなければならない。

3.履行期間

本委託の履行期間は、着手日から120日間とする。

4.業務の目的

平成8年度に作成された防災カルテを基本として、鹿教湯大橋上の法面箇所から落石を確認した。また外2箇所についても落石が確認された。
防災点検で露岩が確認されている。

縦横断測量及び落石防護工の詳細設計を行う。

5.秘密の保持

受注者は、業務内容及びその成果を発注者の承諾を得ずに第三者にしらせてはならない。

6.業務内容

法面防災対策(落石防護工)の詳細設計及び地形測量

1. 事前調査(現地調査)

貸与資料を基に現地調査を行い、計画予定地周辺の状況、地形、既設構造物との位置関係との位置関係及び周辺の用地等(国有林)を確認し詳細設計に必要な情報を把握するものとする。

2. 設計業務

1)落石防護工設計

設計位置は別添図面のとおりとするが、詳細な位置については監督員と協議により決定する。

3. 測量業務

①路線測量

L= 0.180 km

縦断測量

横断測量

1) 路線測量は、貸与する中心線座標により行うものとし、測点間隔は20mを標準とする。

2) 横断測量の幅については、道路から計画予定幅、全幅45mとする。

②道路台帳修正

道路台帳平面図修正

L= 0.180 km

3)報告書作成

成果を取りまとめ報告書を作成する。

4)打合せ協議

本業務の実施に伴う打合せは、業務開始時、中間、成果品納入時の計3回を行うものとする。
ただし、中間打合せについては、監督員と協議のうえその時期を決定する。
業務開始時または、業務計画書作成時には原則として管理技術者が立会うものとする。

7.資料等の貸与

貸与する資料等は、次の通りとし管理事務所に用意された貸与簿に記載する。

試料の名称	数量	単位	貸与・返却場所
道路台帳平面図(S=1:500)	1	式	管理事務所
H25法面防災点検成果品	1	式	管理事務所

8.疑義の処理

本特記仕様書に定めない事項、または疑義が生じた時は、発注者、受注者双方の協議により処理するものとする。

9.その他

1)現地立ち入りについて

現地立ち入りについては、必ず監督員の承諾を得た上で行う。

2)旅費交通費及び運搬費について

旅費交通費及び運搬費の運転時間算出に用いる運転距離は、変更対象となりません。

3)成果品は、3部(電子納品を含む)作成し監督員に提出する。また成果品納入後であっても誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

4)業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ受注時は、契約後、土・日・祝日を除き10日以内に、登録内容の変更は変更のあった日から、土・日・祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益無法人の場合はこの限りではない。